

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年3回
<ul style="list-style-type: none"> 研修の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 5月 医療安全管理講演会開催・薬剤関連の事故防止等について 7月 医療安全管理講演会開催、抗菌薬の適正使用について 8月 静脈注射に用いられる薬剤の基礎知識と管理について 	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> 手順書の作成 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 業務の主な内容： <p>業務手順書に基づいて業務が実施されているかチェック表を用いて確認を行った。</p>	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善の方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> 医薬品に係る情報の収集の整備 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 その他の改善の方策の主な内容： <p>業務手順書は作成後、各部門へ1部づつ配布していたが、同手順書の周知を徹底するために、院内コンピューターネットワークの「First Class」及び「カムナビ」にも掲載し職員がいつでも閲覧できるようにした。また業務手順書の改訂を行った。</p>	

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	(<input checked="" type="radio"/> 有・無)
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 <input type="text"/> 回 適宜
<ul style="list-style-type: none"> 研修の主な内容： 医療法の一部改正を受けて、医療機器安全管理取扱要領（別添）を設け院内へ周知している。その要領のなかで、医療機器安全管理責任者はME機器センター長を充て、さらに検査部、放射線部、薬剤部、ME機器センターに、医療機器安全管理副責任者を設けた。副責任者の下、特定機能病院として、特に安全使用に際し技術の習熟が必要と考えられる7種の医療機器の他、新規または研修の必要性を認める医療機器の研修の計画の策定及び研修を実施している。 	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定 (<input checked="" type="radio"/> 有・無) 保守点検の主な内容： 医療法の一部改正を受けて、医療機器安全管理取扱要領（別添）を設け院内へ周知している。その要領のなかで、医療機器安全管理責任者はME機器センター長を充て、さらに検査部、放射線部、薬剤部、ME機器センターに、医療機器安全管理副責任者を設けた。副責任者の下、特定機能病院として、特に安全使用に際し技術の習熟が必要と考えられる7種の医療機器の他、保守・点検の必要性を認める医療機器の保守・点検の計画の策定及び保守・点検を実施している。 	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善の方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> 医療機器に係る情報の収集の整備 (<input checked="" type="radio"/> 有・無) その他の改善の方策の主な内容： 医療法の一部改正を受けて、医療機器安全管理取扱要領（別添）を設け院内へ周知している。その要領のなかで、医療機器安全管理責任者はME機器センター長を充て、さらに検査部、放射線部、薬剤部、ME機器センターに、医療機器安全管理副責任者を設けた。副責任者の下、医療機器の添付文書、取扱説明書等の整理保管を行うこととしている。また、医療機器の不具合情報や安全情報等の安全使用のために必要な情報を製造販売業者等から一元的に収集し、得られた情報を当該医療機器に携わる者への適切な提供を行っている。 	